

議案説明会実施要領

- 1 全員により東庁舎5階大会議室で行う。
- 2 説明は、局別スケジュールに従い、各局より内容を中心に行う。
- 3 説明に対する質問は行わない。
- 4 出席者が半数に満たなくても、スケジュールどおり始める。
- 5 各局の説明は、局別スケジュールの予定時間にかかわらず順次進める。

平成30年9月定例会議案説明会日程（案）

9月18日（火）	午 前	10:00 ~ 10:05	財 政
		10:05 ~ 10:10	健康福祉
		10:10 ~ 10:15	病 院
		10:15 ~ 10:20	子ども青少年
		10:20 ~ 10:25	教 育
		10:25 ~ 10:30	緑政土木
		10:30 ~ 10:35	市民経済
		10:35 ~ 10:40	観光文化交流
		10:40 ~ 10:45	上下水道
		10:45 ~ 10:50	住宅都市

平成30年度9月補正予算の概要

○ 補正規模

百万円

一般会計	68
特別会計	28
公営企業会計	51
<u>計</u>	<u>147</u>

○ 補正内訳

百万円

再犯防止推進モデル事業	4
市民御岳休暇村セントラル・ロッジ等復旧工事の設計	11
総合リハビリテーションセンターにおける就労定着支援及び 自立生活援助	6
地域密着型サービス事業所等の消防設備整備補助	19
保育所のブロック塀撤去等の設計	8
学校のブロック塀撤去等の設計	20
医療事故賠償金	51

○ 債務負担行為

1件

平成30年 9 月定例会補正予算資料

(単位：千円、%)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計	公 営 企 業 会 計	総 計
A ㊿ 当 初 予 算	1,209,738,000	1,059,478,096	434,063,023	2,703,279,119
㊿ 9 月 補 正	68,186	27,700	51,235	147,121
B ㊿ 9 月 現 計 予 算	1,209,915,563	1,059,615,173	434,114,258	2,703,644,994
C ㊿ 当 初 予 算	1,171,188,000	1,079,361,338	433,258,703	2,683,808,041
㊿ 9 月 補 正	621,058	—	—	621,058
D ㊿ 9 月 現 計 予 算	1,172,156,357	1,080,012,427	433,258,703	2,685,427,487
㊿ 最 終 予 算	1,193,620,451	1,090,382,165	433,204,253	2,717,206,869
B/A	100.0	100.0	100.0	100.0
B/D	103.2	98.1	100.2	100.7
(参考) A/C	103.3	98.2	100.2	100.7

(注) 公営企業会計は歳出額を掲げた。

平成30年度9月補正予算の概要

1 総括 (歳出)

(単位：千円)

会計	款(又は会計)	補正前の額	補正額	計
一般会計		1,209,847,377	68,186	1,209,915,563
	健康福祉費	316,521,342	25,466	316,546,808
	子ども青少年費	165,444,978	8,188	165,453,166
	市民経済費	99,815,833	4,020	99,819,853
	観光文化交流費	15,271,669	11,000	15,282,669
	教育費	184,276,527	19,512	184,296,039
特別会計		1,059,587,473	27,700	1,059,615,173
	基金	100,099,675	27,700	100,127,375
公営企業会計		434,063,023	51,235	434,114,258
	病院事業	44,243,556	51,235	44,294,791
総計		2,703,497,873	147,121	2,703,644,994

(歳入)

(単位：千円)

会計	款(又は会計)	補正前の額	補正額	計
一般会計		1,209,847,377	68,186	1,209,915,563
特別会計		1,059,587,473	27,700	1,059,615,173
公営企業会計		352,064,867	51,235	352,116,102
	病院事業	41,674,907	51,235	41,726,142
総計		2,621,499,717	147,121	2,621,646,838

(注) 一般会計、特別会計の歳入は、歳出と同額である

2 歳出

(1) 一般会計

(単位：千円)

局別	事項	金額	左の財源	説明
市民経済	再犯防止推進モデル事業	4,020	国庫 4,020	軽微な犯罪によって起訴猶予処分となり、福祉的な支援が必要とされた高齢者・障害者・若者を関係窓口につなぎ、その後の状況確認や必要な支援等を実施
観光文化交流	市民御岳休暇村セントラル・ロッジ等復旧工事の設計	11,000	一般財源 11,000	平成29年6月に発生した長野県南部の地震により被害を受けたセントラル・ロッジ及び展望台復旧工事の設計

(単位：千円)

局 別	事 項	金 額	左 の 財 源	説 明
健 康 福 祉	総合リハビリテーションセンターにおける就労定着支援及び自立生活援助	6,437	支援助入 4,496 一般財源 1,941	障害者総合支援法の改正により平成30年度に新設された就労定着支援及び自立生活援助を12月から実施
	地域密着型サービス事業所等の消防設備整備補助	19,029	国庫 19,029	スプリンクラー設備等設置に対する補助 小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 有料老人ホーム 2カ所
子 ども 青 少 年	保育所のブロック塀撤去等の設計	8,188	繰入金 8,188	現行の建築基準に不適合のブロック塀等撤去及びフェンス新設の設計 8カ所
教 育	学校のブロック塀撤去等の設計	19,512	繰入金 19,512	現行の建築基準に不適合のブロック塀等撤去及びフェンス新設の設計 小学校 8校 中学校 7校 高等学校 4校
一 般 会 計 計		68,186	特定財源 55,245 一般財源 12,941	

(2) 特別会計

(単位：千円)

会 計	事 項	金 額	左 の 財 源	説 明
基 金	財源の繰出	27,700	基金積戻金 27,700	震災対策事業基金
特 別 会 計 計		27,700	特定財源 27,700	

(3) 公営企業会計

(単位：千円)

会計	事 項	金 額	左 の 財 源	説 明
病 院 事 業	医療事故賠償金	51,235	医業外収益 51,235	東部医療センター及び西部医療センターにおける医療事故に対する損害賠償金 3件
公営企業会計 計		51,235	特定財源 51,235	
総 計		147,121	特定財源 134,180 一般財源 12,941	

3 歳 入

(単位：千円)

会計・款	金 額	説 明
一 般 会 計	68,186	
使用料及び手数料	4,496	自立支援収入 障害児者福祉施設自立支援収入
国庫支出金	23,049	健康福祉費補助金 19,029 老人福祉費補助金 市民経済費委託金 4,020 地域安全推進費委託金
繰 入 金	27,700	基金会計繰入金 震災対策事業基金積戻金の繰入
繰 越 金	12,941	前年度繰越金
特 別 会 計	27,700	
基 金	27,700	震災対策事業基金収入 基金積戻金
公 営 企 業 会 計	51,235	
病 院 事 業	51,235	東部医療センター収益 17,500 医業外収益 西部医療センター収益 33,735 医業外収益
総 計	147,121	

4 債 務 負 担 行 為

会計	局別	事 項	期 間 年度	限 度 額 千円	説 明
一 般	市 民 経 済	再犯防止推進モデル事業	31～32	9,450	委託が3カ年にわたるため

平成30年9月定例会 提出議案の概要 (病院局)

1 病院事業会計補正予算 (第112号議案)

(1) 収益的支出

事 項	金 額	概 要
東部医療センター費	千円 17,500	東部医療センター及び西部医療センターにおける医療事故に対する損害賠償金の支払い
経費	17,500	
西部医療センター費	千円 33,735	
経費	33,735	
計	51,235	

(2) 収益的収入

事 項	金 額	概 要
東部医療センター収益	千円 17,500	東部医療センター及び西部医療センターにおける医療事故に対する損害賠償金の支払いに伴う病院賠償責任保険の補填
その他医業外収益	17,500	
西部医療センター収益	千円 33,735	
その他医業外収益	33,735	
計	51,235	

2 一般案件

件名	概要
<p>損害賠償の額の決定について (第 113号議案)</p>	<p>1 概要 平成28年 7月に名古屋市立東部医療センターにおいて発生した医療事故に関し、損害賠償の額を決定するもの。</p> <p>2 医療事故の内容 平成28年 7月26日、患者は、名古屋市立東部医療センター循環器内科において、経皮的冠動脈形成術を受け、術後容態が急変した際に、採るべき処置に時間を要し、低酸素脳症を発症したため、脳障害を負うことになったもの(当該患者は、敗血症により、平成29年 7月15日死亡した)。</p> <p>3 損害賠償の額 15,000,000円 (当該損害賠償金は、病院賠償責任保険により補填される予定)</p>
<p>損害賠償の額の決定について (第 114号議案)</p>	<p>1 概要 平成28年 2月に名古屋市立東部医療センターにおいて発生した医療事故に関し、損害賠償の額を決定するもの。</p> <p>2 医療事故の内容 平成28年 2月10日、患者は、名古屋市立東部医療センター心臓血管外科において、冠動脈大動脈バイパス移植術を受けたところ、右上肢が血圧計のカフにより長時間圧迫されたため、右上肢に障害を負うことになったもの。</p> <p>3 損害賠償の額 2,500,000円 (当該損害賠償金は、病院賠償責任保険により補填される予定)</p>

<p>損害賠償の額の決定について (第 115号議案)</p>	<p>1 概要 平成28年 8月に名古屋市立西部医療センターにおいて発生した医療事故に関し、損害賠償の額を決定するもの。</p> <p>2 医療事故の内容 平成28年 8月30日から平成29年 4月 3日までの間、患者は、名古屋市立西部医療センター血液・腫瘍内科において、悪性リンパ腫の化学療法及びその経過観察を受けた際に、誤って抗ウイルス薬を投与されなかったため、B型肝炎を発症し、同傷病を原因とする肝不全により、同年 6月 6日死亡したもの。</p> <p>3 損害賠償の額 33,734,510円 (当該損害賠償金は、病院賠償責任保険により補填される予定)</p>
-------------------------------------	---



平成30年 9月定例会 提出議案の概要 (健康福祉局)

I 条例案

件 名	概 要
名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正について (第 104号議案)	<p>1 概要 名古屋市総合リハビリテーションセンターにおいて就労定着支援等を実施することに伴い、規定を整備するもの。</p> <p>2 内容 実施事業として就労定着支援及び自立生活援助を追加</p> <p>3 施行期日 平成30年12月 1日</p>

2 一般会計補正予算 (第 110号議案)

歳出予算

事 項	金 額	概 要
総合リハビリテーションセンターにおける就労定着支援及び自立生活援助	千円 6,437	障害者総合支援法の改正により平成30年度に新設された就労定着支援及び自立生活援助を12月から実施
地域密着型サービス事業所等の消防設備整備補助	19,029	スプリンクラー設備等設置に対する補助 小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 有料老人ホーム 2カ所

3 一般案件

件名	概要						
<p>指定管理者の指定について (第 116号議案)</p>	<p>1 概要 軽費老人ホーム名古屋市清風荘及び名古屋市安田荘の指定管理者を指定する。</p> <p>2 指定に係る施設の名称及び指定の相手方</p> <table border="1" data-bbox="525 472 1417 703"> <thead> <tr> <th data-bbox="525 472 884 521">施設の名称</th> <th data-bbox="884 472 1417 521">指定の相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="525 521 884 611">名古屋市清風荘</td> <td data-bbox="884 521 1417 611">社会福祉法人なごや福祉施設協会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="525 611 884 703">名古屋市安田荘</td> <td data-bbox="884 611 1417 703">社会福祉法人愛生福社会</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 指定の期間 平成31年 4月 1日から平成41年 3月31日まで (参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請団体数 (各施設) 1団体 ・各選定委員の評価表の評点を合計し、最低基準点を満たしている同団体を候補者として選定した。 	施設の名称	指定の相手方	名古屋市清風荘	社会福祉法人なごや福祉施設協会	名古屋市安田荘	社会福祉法人愛生福社会
施設の名称	指定の相手方						
名古屋市清風荘	社会福祉法人なごや福祉施設協会						
名古屋市安田荘	社会福祉法人愛生福社会						
<p>指定管理者の指定について (第 117号議案)</p>	<p>1 概要 名古屋市植田寮の指定管理者を指定する。</p> <p>2 指定に係る施設の名称及び指定の相手方</p> <table border="1" data-bbox="525 1171 1417 1308"> <thead> <tr> <th data-bbox="525 1171 884 1220">施設の名称</th> <th data-bbox="884 1171 1417 1220">指定の相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="525 1220 884 1308">名古屋市植田寮</td> <td data-bbox="884 1220 1417 1308">社会福祉法人芳龍福社会</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 指定の期間 平成31年 4月 1日から平成35年 3月31日まで (参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請団体数 1団体 ・各選定委員の評価表の評点を合計し、最低基準点を満たしている同団体を候補者として選定した。 	施設の名称	指定の相手方	名古屋市植田寮	社会福祉法人芳龍福社会		
施設の名称	指定の相手方						
名古屋市植田寮	社会福祉法人芳龍福社会						

<p>指定管理者の指定について (第 118号議案)</p>	<p>1 概要 名古屋市立第二斎場の指定管理者を指定する。</p> <p>2 指定に係る施設の名称及び指定の相手方</p> <table border="1" data-bbox="523 398 1418 533"> <thead> <tr> <th data-bbox="523 398 880 443">施設の名称</th> <th data-bbox="880 398 1418 443">指定の相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 443 880 533">名古屋市立第二斎場</td> <td data-bbox="880 443 1418 533">太陽・近鉄グループ</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 指定の期間 平成31年 4月 1日から平成36年 3月31日まで (参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請団体数 2団体 ・選定委員ごとの評価表の評点を集計した上で順位点を算出し、その順位点の合計が最も高く、かつ評点の総合計について最低基準点を満たしている団体を候補者として選定した。 	施設の名称	指定の相手方	名古屋市立第二斎場	太陽・近鉄グループ		
施設の名称	指定の相手方						
名古屋市立第二斎場	太陽・近鉄グループ						
<p>訴えの提起について (第 124号議案)</p>	<p>1 概要 陽子線がん治療施設に係る建築物・治療装置等の運転等管理業務を行う者に対して、短縮された当該業務の期間に係る運転等管理費に相当する金額を支払うべき債務が存在しないことの確認を求めるもの。</p> <p>2 確認を求める金額 443,236,904円以内 (内訳)</p> <table border="1" data-bbox="523 1308 1343 1442"> <thead> <tr> <th data-bbox="523 1308 903 1352">業務期間短縮の原因</th> <th data-bbox="903 1308 1343 1352">減額すべき運転等管理費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 1352 903 1397">事業の一時凍結</td> <td data-bbox="903 1352 1343 1397">297,135,368円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1397 903 1442">東日本大震災等</td> <td data-bbox="903 1397 1343 1442">146,101,536円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 被告 株式会社日立製作所</p>	業務期間短縮の原因	減額すべき運転等管理費	事業の一時凍結	297,135,368円	東日本大震災等	146,101,536円
業務期間短縮の原因	減額すべき運転等管理費						
事業の一時凍結	297,135,368円						
東日本大震災等	146,101,536円						

平成30年9月定例会 提出議案の概要（教育委員会）

1 補正予算（第110号議案）

件名	金額	概要
学校のブロック塀撤去等の設計	千円 19,512	<p>(1) 概要 平成30年6月の大阪府北部地震における事故の発生を受け、大規模地震発生時に倒壊のおそれがある学校のブロック塀等撤去及び金属フェンス等への改修に向けた設計を実施するもの。</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア 対象校 小学校8校、中学校7校、高等学校4校</p> <p>イ 対応内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路境界に面していない建築基準不適合のブロック塀 ・上記以外の高い位置（2.2m以上）にあるブロック塀

2 一般案件

件名	概要
指定管理者の指定について (第119号議案)	<p>(1) 趣旨 名古屋市長段味古墳群歴史の里の指定管理者を指定するもの。</p> <p>(2) 指定の相手方 しだみの里守グループ</p> <p>(3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募団体数 5 ・選定方法 指定管理者選定委員会において、応募者から提出された申請書類及び応募者に対するヒアリングの内容を評価・審査し、候補者として選定した。

平成30年9月定例会 提出議案の概要（子ども青少年局）

1 一般会計補正予算（第110号議案）

事 項	金 額	概 要
保育所のブロック塀撤去等の設計	千円 8,188	現行の建築基準に不適合のブロック塀等撤去及びフェンス新設の設計 8カ所

平成30年9月定例会 提出議案の概要（緑政土木局）

1 一般案件

件 名	概 要
<p>市道路線の認定及び 廃止について (第123号議案)</p>	<p>(1) 新たに市道に認定する路線 幸心南第1号線始め13路線 (原因別内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業・・・10路線 ・開発行為・・・・・・・・・・2路線 ・その他・・・・・・・・・・1路線 <p>(2) 路線の一部又は全部を廃止する路線 幸心長池1号線始め7路線 (原因別内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業・・・2路線 ・緑政土木局事業・・・・1路線 ・売払い・・・・・・・・・・4路線 <p>(3) 議決の必要性</p> <p>道路法の規定により、市町村道の路線の認定にあたっては、あらかじめ議会の議決を経なければならないとされている。また、路線の一部又は全部を廃止する場合も同様である。</p>

平成30年9月定例会 提出議案の概要（観光文化交流局）

1 一般会計補正予算（第110号議案）

件 名	金 額	概 要
市民御岳休暇村セントラル・ロッジ等復旧工事の設計	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">11,000</p>	<p>(1) 趣 旨 平成29年6月に発生した長野県南部の地震以降、休館しているセントラル・ロッジ等の復旧工事に向けた設計</p> <p>(2) 内 容 ・セントラル・ロッジ 耐震壁の新設、柱の補強、壁のひび割れの補修等 ・展望台 取り壊し、新築</p> <p>(3) スケジュール 平成30年度 設計 平成31年度 工事（予定）</p>

平成30年9月定例会 提出議案の概要（市民経済局）

1 条例案

件 名	概 要				
<p>区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例の一部改正について (第105号議案)</p>	<p>(1) 趣 旨 町の区域の設定に伴い、緑区役所徳重支所の所管区域に関する規定を整理するもの。</p> <p>(2) 内 容 所管区域に諸の木二丁目を追加。</p> <p>(3) 施行期日 名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。</p>				
<p>名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について (第106号議案)</p>	<p>(1) 趣 旨 中村区に設置するコミュニティセンターの名称及び位置を定めるもの。</p> <p>(2) 内 容</p> <table border="1" data-bbox="512 1200 1428 1348"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 1200 927 1249">施設の名称</th> <th data-bbox="927 1200 1428 1249">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 1249 927 1348">名古屋市岩塚コミュニティセンター</td> <td data-bbox="927 1249 1428 1348">名古屋市中村区岩塚町3丁目192番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施行期日 別に規則で定める日から施行する。</p>	施設の名称	位 置	名古屋市岩塚コミュニティセンター	名古屋市中村区岩塚町3丁目192番地
施設の名称	位 置				
名古屋市岩塚コミュニティセンター	名古屋市中村区岩塚町3丁目192番地				

2 一般会計補正予算（第 110 号議案）

件 名	金 額	概 要
再犯防止推進モデル事業	千円 4,020	<p>(1) 趣 旨 国の委託を受け、軽微な犯罪をし、起訴猶予処分となった福祉的支援を必要とする高齢者・障害者・若者を関係機関へつなぐとともに、継続的な支援等を実施。</p> <p>(2) 主な内容 ア 伴走型入口支援事業の実施 コーディネーターが関係機関の調整等を行う伴走支援を実施。 イ 調査の実施 事業実施にあたっての課題・ニーズ等を整理するとともに、効果検証を行う。</p> <p>債務負担行為 期間 ㉑～㉒ 限度額 9,450 千円</p>

3 一般案件

件 名	概 要				
指定管理者の指定について (第 120 号議案)	<p>(1) 趣 旨 名古屋市コミュニティセンターの指定管理者を指定するもの。</p> <p>(2) 内 容 ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>指定の相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋市川中コミュニティセンター</td> <td>川中学区連絡協議会</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 指定の期間 施設の供用開始日から平成40年3月31日まで</p>	施設の名称	指定の相手方	名古屋市川中コミュニティセンター	川中学区連絡協議会
施設の名称	指定の相手方				
名古屋市川中コミュニティセンター	川中学区連絡協議会				

平成30年9月定例会 提出議案の概要（上下水道局）

1 条例案

件名	概要
名古屋市下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会条例の制定について (第107号議案)	(1) 概要 下水道事業管理者の附属機関として、名古屋市下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会を設置するもの (2) 施行期日 公布の日

平成 30 年 9 月定例会 提出議案の概要 (住宅都市局)

1 条例案

件 名	概 要
名古屋市屋外広告物条例の一部改正について (第 108 号議案)	<p>(1) 趣旨 眺望景観の保全を図るため、広告物等の規格に関して必要な事項を定めるもの</p> <p>(2) 概要 名古屋市景観計画において、眺望景観の保全を図るため、市長が特に規格を設ける必要があると認めて指定した区域内における広告物等について、規則で規格を設けることができることとする。</p> <p>(3) 施行期日 平成 31 年 4 月 1 日</p>
名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について (第 109 号議案)	<p>(1) 趣旨 建築基準法の一部改正に伴い、手数料に係る規定の整備を行うもの</p> <p>(2) 施行期日 公布の日</p>

2 一般案件

件 名	概 要
<p>名古屋港内の公有水面埋立てについて (第121号議案)</p>	<p>(1) 趣旨 名古屋港内の公有水面の埋立てについて、港湾管理者である名古屋港管理組合から地元市町村長として意見を求められたことから、公有水面埋立法に基づき、議会の議決を経て異議なき旨の意見を提出しようとするもの</p> <p>(2) 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行者 名古屋港管理組合 ・ 埋立区域の位置 港区金城ふ頭三丁目1番及び2番1に接する工作物の地先 ・ 埋立区域の面積 157,281.58 m²
<p>名古屋港内の公有水面埋立てについて (第122号議案)</p>	<p>(1) 趣旨 名古屋港内の公有水面の埋立てについて、港湾管理者である名古屋港管理組合から地元市町村長として意見を求められたことから、公有水面埋立法に基づき、議会の議決を経て異議なき旨の意見を提出しようとするもの</p> <p>(2) 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行者 国土交通省 中部地方整備局 ・ 埋立区域の位置 港区金城ふ頭三丁目1番及び2番1に接する工作物の地先 ・ 埋立区域の面積 5,525.70 m²

(参考) 位置図



